

尾張旭市監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した
公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成28年6月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

平成 26 年度及び平成 27 年度のハマダスポーツ企画株式会社（東部市民センター及び勤労福祉会館の指定管理者）に対する指定管理料に係る出納その他の事務及び当該団体に関する市の事務

3 監査の期間

平成 28 年 4 月 26 日から平成 28 年 5 月 30 日まで

4 監査の方法

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、協定等に基づき適切に行われているか等について実施した。また、監査にあたっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務については、適正に執行されていると認められた。